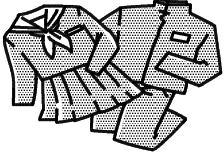


1 自立的・自律的な生活をしよう

このきまりは、みんなが楽しく安心して生活できるため、生徒会と先生方で話し合い決定しました。「伸びよう」「鍛えよう」「助け合おう」を合い言葉に、二中学生の自覚と誇りをもって充実した生活をしましょう。

2 身なり・持ち物について

項 目	Aパターン	Bパターン
頭 髪	清潔で学校生活を送るのに適した髪型。整髪料などは 使用しない。 (脱色・着色・パーマ・モヒカン・ツーブロック等禁止) 	・髪が肩にかかる場合は、ゴムで一つか二つに束ねる。束ねる際は、耳の後ろに束ねる。 (ヘルメットをかぶることができないお団子結びは禁止) ・髪を留めるゴムの色は、黒・紺・茶とし、 ・髪留めは黒いヘアピンとする。
名 札	学校指定のもの（クリップ式。登校したら左胸ポケットにはさむ。）	
制 服	標準学生服とする。 ・制服のボタンをしめる。 ・Yシャツをきちんと着る。 (通年で必ずYシャツを着る) ・Yシャツやセーラー服の下には体操着やインナーウェア等を着用する。 (色は白を基調とした派手で無い色)	標準セーラー服とする。 ・そでのホックをしめる。 ・スカートの丈は膝が隠れる程度。 ・スカーフの長さ15cm程度。
ベルト	黒・茶・紺色（革・布）派手な飾りがないもの	
靴 下	靴下の色は、黒、紺、グレー、白の単色、ワンポイントは可とする。 冬季においてストッキング、タイツ、スパッツ（色は黒）の着用を可とする。	
靴	運動靴（色の指定なし）とする。 ・走りやすく運動に適した靴（ひも、マジックテープのもの） ・高価な靴、ハイカットや厚底、重い靴、スニーカー等は不可	
体育着	夏季：指定の運動シャツ・ハーフパンツ。 冬季：ジャージ上下。	
上履き ・ 体育館 シューズ	<上履き>   <体育館シューズ>   ※かかとに名前を明記。色は黒	
バック	リュックサックやエナメルバックなど、学用品が入る大きさのものとする。 バックは、背負ったり、自転車の荷台にくくりつけたりして安全を考えて登校する。 教室では、ロッカーの中にきちんと入れる。 登下校等における安全上必要以上の物はいれない。(重さ)	
給食セ ット	毎日使うもの…はしセット、ランチョンマット、歯ブラシセット、マスク 給食当番・エプロン、三角巾、マスク	

- (1) 学生証（身分証明書）は常時携帯する。（胸ポケット・カバンの中）
- (2) 登下校は制服着用とする。（特別な場合を除く。）
・休日など部活動実施時の登下校では、運動着の着用をしてもよい。
・雨天時には、合羽の下にジャージの着用をしてもよい。
- (3) 衣替え：6月1日頃・10月1日頃（前後2週間程度準備期間を設ける。）
- (4) 夏の猛暑の時期の過ごし方は、運営委員会・生徒指導部員会等で検討する。

～冬季における詳細事項～

- (1) 冬季に制服の下にセーター及びベストを着用してもよい。色は黒・紺・茶色（濃い茶）・灰色とする。
 - ・灰色など、派手でないものとする。ロングコートの着用は登下校の安全上認めない。授業中や清掃時等の上着について、寒冷時や体調不良の時は着用を認める。
- (2) 冬季の上着として、部活動で使用するウインドブレーカーやコートの着用を認める。
ウインドブレーカーについては原則として部活動で指定したものとする。
部活動で指定されていない生徒や部活動に加入していない生徒も着用を認める。
(派手でないもの。担任・顧問等要確認する。パーカーは防寒着ではないので認めない。)
コートは、中学生らしいものとし（スクールコート・ピーコート・ダッフルコート等）で白・黒・濃い茶・
- (3) 登下校時のマフラーは、コート等の中に入れるか、首にしっかり巻き付ける（安全確保のため）。
ネックウォーマーの使用可。
交通安全上、手袋の着用が望ましい。

3 生活について

- (1) 始業時刻を守る。8:15より朝の会を開始する。
(8:10までには入室し、バック等を片付けて着席できるよう、ゆとりをもって登校する。)
- (2) 学校を欠席、遅刻するときは必ず保護者が8:00までにリーバーで登録する。早退する時は、担任(学年)の先生の許可を受け、授業の先生に伝える。
- (3) 学校の活動に必要なものは持ってこない。(菓子類・金銭・携帯電話・ゲーム・カッター等)
- (4) 上履き、体育館シューズは学校指定のものとし、履く場所を区別する。
 - ・体育館シューズは袋に入れて持ち運ぶ。　・かかとつぶしをしない。
- (5) 給食当番は衛生上、エプロン、三角巾、マスクを必ず着用する。
- (6) 清掃はジャージに着替え、清掃分担区域をきれいに掃除する。
清掃時の寒さ対策として、防寒着（ウインドブレーカー等）の着用を認める。
- (7) 生徒は職員玄関や職員室前のトイレを、原則的には使用しない。
- (8) 職員室への出入りの仕方
【〇年〇組の〇〇です。〇〇先生いらっしゃいますか。】
- (9) 下校時に、寄り道や買い食いをしない。

4 交通規則について（自転車通学）

- (1) 全生徒に自転車通学を許可する。
 - ・必ずヘルメットを着用し、あごひもをしめる。(ヘルメットは必ず、教室で保管)
 - ・ヘルメット内側の発泡スチロール及び、外側カラー部分を外さない。
 - ・接触事故が起きた場合はけがの大小にかかわらず、その場で家庭や学校に連絡をとる。
- (2) 自転車について
 - ・両立てスタンド、ライト、ベル、かご、荷台、カギが整備されているもの。・自転車の車種や色の指定はない。
 - ・鑑札をつけること。・不正な改造はしない。・登下校以外でも、自転車に乗る際はヘルメットの着用を推奨する。
- (3) 交通ルール、マナーを守り 安全に登下校をする。とび出しや並進はしない。
- (4) 雨天時は合羽を着用し、雨傘は使用しない。
 - ・合羽は安全を考慮し、白やクリーム色を推奨し、自転車のかごの中に置く。(随時)
- (5) 自転車は決められた場所に駐輪し、必ずカギをかける。
 - ・スタンドをラインに合わせ、スタンドロックをかける。
- (6) 日没後はライトを必ず点灯する。
- (7) ヘルメットは登下校問わず、自転車乗用中は適正に装着する。(道路交通法において努力義務とされている。)